

《養成課程認定申請書の記載上の注意》

H31. 3. 1
(R2. 12. 1 改正)
総合通信基盤局
電波部電波政策課

無線従事者の養成課程は、国家試験に合格するに十分な知識及び技能を養うことを目標としており、その実施にあたっては、国家試験と同様に厳格かつ公正に実施される必要があります。

本《養成課程認定申請書の記載上の注意》は、法令において養成課程認定申請書に記載しなければならない項目をとりまとめた推奨様式を示し、その記載上の注意を説明するものです。推奨様式によらない様式又は推奨様式を編集しての様式でも構いませんが、記載においては推奨様式の項目を網羅するとともにその記載上の注意に留意して作成して下さい。

1. 認定申請書の提出先は、養成課程を実施する場所を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所です。なお、随時受講型や同時受講型（双方向遠隔授業）のような特殊な形態での養成課程の申請については、最寄の総合通信局又は沖縄総合通信事務所にご相談ください。

2. 申請者の欄は、次により記載してください。

(1) 住所は次のとおり。

- ア 法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- イ 個人（日本国籍を持つ者に限る）は、住民票に記載されている住所を記載すること。また、日本に居住していない場合は、国名、主たる居住地を記載すること。
- ウ 個人（イ以外の者）の場合であって、日本に居住している場合は、国籍並びに日本における居住地を記載すること。また、日本に居住していない場合は、国籍並びに主たる居住地を記載すること。

(2) 氏名は、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。ただし、国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

3. 「養成課程の種別」の欄は、実施しようとする養成課程において養成する無線従事者の資格を記載してください。なお、養成課程の対象となる無線従事者の資格は、以下の15資格となります。

海上関係の資格	・ 第三級海上無線通信士 ・ 第四級海上無線通信士	・ 第一級海上特殊無線技士 ・ 第二級海上特殊無線技士 ・ 第三級海上特殊無線技士 ・ レーダー級海上特殊無線技士
航空関係の資格	・ 航空無線通信士	・ 航空特殊無線技士
陸上関係の資格		・ 第一級陸上特殊無線技士 ・ 第二級陸上特殊無線技士 ・ 第三級陸上特殊無線技士 ・ 国内電信級陸上特殊無線技士
アマチュアの資格	・ 第二級アマチュア無線技士 ・ 第三級アマチュア無線技士 ・ 第四級アマチュア無線技士	

4. 「実施しようとする理由」の欄は、推奨様式の場合は、当てはまるものにチェックを入れてください。

本来の業務として、養成課程を実施しようとする場合（「無線従事者の養成を業務とするため（公募）」又は「無線従事者の養成を業務とするため（公募）」を選択した場合）は、業務としてその養成課程を行うことを定めている法令、定款、規約等の写しを添付資料として提出してください。

また、養成課程を実施する者の要件として、以下のいずれかに適合する必要があります。

【養成課程を実施する者の要件】

- (1) 当該養成課程に係る資格の無線従事者の養成を本来の業務（法令、定款、寄附行為、規約等に業務としてその養成を行うことが定められているものに限る。）とする者
- (2) 無線局の免許人等又は法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者であって、当該免許人等又は法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者に属する無線局に無線従事者を配置するため、その養成課程に係る資格の無線従事者の養成を必要とする者
- (3) 登録点検事業者であって、無線設備等の点検の事業を行うため、その養成課程に係る資格の無線従事者の養成を必要とする者

なお、推奨様式ではない場合は、無線従事者の養成を本来の業務としているか、免許人等又は登録点検事業者として、自らの業務のために無線従事者を養成するのか、その旨が解るように記載してください。

5. 「運営方針」の欄は、推奨様式の場合は、当てはまるものにチェックを入れてください。推奨様式ではない場合は、実施しようとする養成課程の運営方針について記載してください。運営方針を社内規約等で定めている場合、当該社内規約等を添付してください。

6 「管理責任者」の欄は、申請に係る養成課程を本来の業務として養成課程を実施しようとする場合は、氏名（フリガナ）、生年月日、勤務先の記載に併せて、当該管理責任者の勤務先が無線設備製造業者等（※1）及びその関連会社に該当しないことを明記してください。なお、管理責任者については、電波法違反等の欠格事由（※2）に該当しない者であるほか、以下の条件に適合する必要があります。

※1 無線設備製造業者等とは、実施しようとする養成課程に係る資格の無線従事者が操作を行うことができる無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者をいいます。

※2 「電波法違反等の欠格事由については、21の項をご参照ください。

【管理責任者の条件】

- (1) 当該養成課程の実施場所に随時赴き、その実施について容易に管理監督することができること。
- (2) 申請者又は申請者と雇用契約を締結した者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと（本来の業務として養成課程を実施しようとする場合に限る。）。
 - ①無線設備製造業者等を親法人（会社法第879条第1項に規定する親法人をいう。）とする株式会社の役員又は職員
 - ②役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員。（ウ）において同じ。）に占める無線設備製造業者等の役員又は職員の割合が2分の1を超えている法人の役員又は職員
 - ③無線設備製造業者等の役員又は職員

《参考・無線設備製造業者等と管理責任者の関係》

- 例1) 空中線電力10ワット以下のアマチュア無線の無線設備であって、8MHz以下の周波数の電波を使用するものの販売業者等の子会社等の社員が、第四級アマチュア無線技士の養成課程の管理責任者となる場合
→ 養成課程の**実施不可**
- 例2) 国際VHF等船舶に施設する無線設備の販売業者等の社員が、第四級アマチュア無線技士の養成課程の管理責任者となる場合
→ 養成課程の**実施可**

7. 「設備の状況」の欄は、養成人員に照らして、教室の収容人員が十分であるほか、養成課程が確実かつ効果的に実施できることが分かるように、使用する設備等の確保の状況を記載してください。

8. 「実施の期間及び場所」の欄は、具体的な実施期間及び場所を記載してください。なお、実施の期間について、以下の条件に適合する必要があります。

- 【授業の期間の条件】
- 授業は、一の養成課程ごとにできる限り毎日行うこと。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- ①土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日その他これらに準ずる日又はやむを得ない事情により授業を行うことができないと認められる日においてのみ授業を行わないこととしているもの
 - ②第三級アマチュア無線技士および第四級アマチュア無線技士の資格の養成課程であって、やむを得ない事情により、適宜の日に授業を行うもの（1週間の授業時間の合計が6時間以上のものに限る。）

9. 「授業科目及び授業科目別授業時間」の欄は、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）別表第6号の規定等を参照の上、実施する養成課程の授業科目（無線工学、電気通信術、法規及び英語）及び科目別の授業時間を記載するとともに、詳細な時間割を示してください。なお、無線従事者規則別表第6号に規定する資格別、科目別の所要時間数は、別表1のとおりです。

また、授業時間については、以下の条件に適合する必要があります。

- 【授業時間の条件】
- (1) 1日の授業時間は、2時間以上7時間以内とすること。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- ア 1日の授業時間が7時間を超えるものの部分は、補講を行うものであって、申請書にその旨を記載してあるものであること。ただし、特に必要があると認められる場合は、補講以外であっても、特定の1日に限り、1日の授業時間を9時間以内とすることができる。
- イ 1日の授業時間が2時間に満たないもの場合は、補講をする場合のもの、最初の日の授業の場合のもの又は最終日の授業の場合のものであること。
- (2) 授業の時間割は、一の授業を60分又は90分とし、かつ、1日の一の授業と次の授業との間隔を10分又は15分とすること。

10. 「実施要領」の欄は、平成5年郵政省告示第553号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）に適合するものである旨を記載してください。なお、補講を行う場合にあって、1日の授業時間が7時間を超える場合は、その旨を記載してください。

11. 「講師」それぞれについて、氏名（フリガナ）、職業、養成課程の講師として必要な経歴及び無線従事者の資格等を記載してください。

なお、講師は、電波法違反等の欠格事由に該当しない者であるほか、以下の条件に適合する必要があります（経歴等を記載するに当たっては、条件への適合が判断できるようにしてください。）。

【講師の条件】

- (1) 養成課程の種別及び担当する授業科目に応じ、別表 2 - (1) に掲げる無線従事者の資格を有し、無線通信に関する業務に 1 年以上従事した経験を有する者又は同等以上の知識及び技能を有する者として別表 2 - (2) のいずれかに該当するものであること。
- (2) 養成人員 40 人につき 1 人以上の講師を置くものとする。ただし、教室の収容人員が十分であるほか、講師一人当たりの養成人員が 60 人以下である場合は、この限りでない。
- (3) 耳の聞こえない者を対象とする養成課程において、講師が手話による授業を行うことができない場合は、手話通訳ができる者を当該講師の補助者として授業に参画させることができるものであること。

1 2. 「養成を受ける者の資格条件」の欄は、**航空無線通信士又は第一級陸上特殊無線技士**の養成課程を実施する場合にあっては、当該養成課程を受講するための資格要件を記載してください。

なお、航空無線通信士又は第一級陸上特殊無線技士の資格の養成課程については、学校教育法第 1 条に規定する高等学校若しくは中等教育学校（第一級陸上特殊無線技士については電気科又は電気通信科に限る。）を卒業した者又は次のいずれかに該当する者に限る必要があります。

【航空無線通信士又は第一級陸上特殊無線技士の養成課程を受ける者の資格条件】

- (1) 航空無線通信士の資格の養成課程を受講する場合
 - ① 学校教育法第 90 条第 1 項の規定する大学に入学することのできる者
 - ② 第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の資格を有する者
 - ③ 無線通信規則に規定する航空移動業務に関する無線電話通信士制限証明書に該当する資格以上の証明書を有する者
- (2) 第一級陸上特殊無線技士の資格の養成課程を受講する場合
 - ① 学校教育法による、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校（高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した者
 - ② 学校教育法による大学の電気通信に関する課程を有する学科を 1 年次以上修了した者又は高等専門学校の電気通信に関する課程を有する学科を 3 年次以上修了した者
 - ③ 入学資格を学校教育法第 47 条に規定する者とする学科を 3 年次以上の学校等（①に掲げるものを除く。）の電気通信に関する課程を有する学科等を卒業し又は修了した者（「修了した者」については、1 年次以上を修了した者に限る。）
 - ④ 第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士又は航空無線通信士の資格を有する者
 - ⑤ 当該認定の申請前 5 年以内に通算して 3 年以上（学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（①に掲げるものを除く。）及びこれに準ずる者の場合は、1 年以上）多重無線設備の補助又は搬送端局設備の保守に従事した経歴を有する者。この場合において、高等学校を卒業した者に準ずる場合は、学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学に入学することのできる者とする。
 - ⑥ 第一級陸上特殊無線技士の資格に係る選抜試験に合格した者。

1 3. 「養成人員」の欄は、実施しようとする養成課程において養成する人数を記載してください。この場合において、養成人員に応じた講師の数、必要な会場、設備等が確保されてあることに留意してください。

- 1 4. 「使用する教科書の名称及びその発行者の氏名又は名称」の欄は、電気通信術以外の授業において、当該科目の授業に適するものとして総務大臣が別に告示した教科書（以下「標準教科書」という。）又はこれと同等以上の内容を有する教科書について記載することとし、標準教科書以外を使用する場合には、その使用する教科書を添付してください。
- 1 5. 「試験問題の作成方針及び管理方法」の欄は、修了試験の公正さを確保し、修了試験問題が受験生に事前に推定、特定されないこと、厳格に実施する方法について記載してください。なお、「試験問題の作成方針及び管理方法」は、以下の条件に適合する必要があります。

【試験問題の作成方針及び管理方法の条件】

- (1) 修了試験問題は、作成から試験実施までの間、適切に管理（※1）されるとともに、授業において、修了試験問題が特定（※2）されないようにするものであること。
- (2) 修了試験前に模擬試験を行う場合は、当該模擬試験から修了試験問題が特定（※2）されないようにするものであること。
- (3) 申請者が過去に養成課程を実施している場合、修了試験問題が実施済みの修了試験によって容易に推定（※2）されないようにするものであること。
- (4) 修了試験問題の作成について、養成課程の種別に応じた講師の要件に合致する者、学校等において電気通信に関する科目を担当する教員の経験がある者、過去に電気通信に関する試験問題の作成の業務に携わったことがある者等専門家が適切に関与（※3）するものであること。

※1 「適切な管理」とは、試験問題の作成に使用するパソコンのセキュリティの確保や、作成した試験問題の管理（金庫や鍵のかかるキャビネットで管理し、試験問題を事前に知る者が必要最小限となっているか等）について、適切な方法が採られている必要がある。

※2 「特定」とは、講師等養成課程に携わる者によって、授業や模擬試験の中で、受講生に修了試験問題がそれと解るように指し示す行為、「推定」とは、試験問題を直接的に指し示さなくとも模擬試験問題や過去の修了試験問題から容易に受講生に推定されてしまうことを示し、試験問題の作成方針として、そのようなことがないよう必要な措置が講じられている必要がある。

※3 「専門家の適切な関与」とは、養成課程の種別に応じた講師の要件に合致する者、学校等において電気通信に係る教授の経験がある者や過去に電気通信に係る試験問題の作成に携わったことがある者等専門家が直接、試験問題を作成すること、原案は専門家以外の者が作成、作成された原案に対して専門家の意見を徴すること等であつて、関わった専門家が試験問題を漏えいすることのないよう必要な措置が講じられている必要がある。

- 1 6. 「修了証明書の発行の条件」の欄は、平成2年郵政省告示第250号（無線従事者養成課程の終了の際に行う試験の実施の方法を定める件）により、修了試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、修了証明書を発行するものであること等について記載してください。なお、修了試験を追加して行う場合は、次に掲げる基準に適合する必要がありますので、ご注意ください。

【修了試験を追加して行う場合の条件】

- (1) 追加の修了試験を受けることができる者は、次のいずれかに該当するものであること。
- ア 認定に係る授業時間の全部の授業を履修した者であつて、都合により修了試験を受けることができなかったもの
- イ 修了試験に合格しなかった者で適宜の補習を受けたもの
- ウ 認定に係る授業時間の一部の授業を受けていないため、他の履修者と同時に修了試験を受けることができなかった者で補講を受けたもの
- (2) 追加の修了試験は、当該養成課程について1回に限り実施するものであること。

- 1 7. 「養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名実施又は名称及び委託して行わせる業務の範囲」について、委託して行わない場

合は「なし」と委託して行う場合は、当該業務の一部を委託して行わせる者及びその委託して行わせる業務の範囲を明確に記載してください。
なお、管理責任者に係る業務を委託して行うことはできませんので、ご注意ください。

18. 「施設費及び運営費並びにその支弁方法」について、実施しようとする養成課程に係る施設費及び運営費と、その支弁方法を記載してください。
19. 「受講料の額」について、実施しようとする養成課程の受講料を記載してください。
20. 【実施しようとする者が行う業務】について、申請者が行う業務について、網羅的に記載してください。

なお、養成課程の実施に係る業務以外の業務を行っている場合には、次の条件に適合する必要があります。

【養成課程の実施に係る業務以外の業務を行っている場合の条件】

- (1) 無線設備製造業者等でないこと（申請に係る養成課程を本来の業務として実施しようとする場合に限る。）。
- (2) 当該養成課程の実施に係る業務以外の業務を行うことによって特定の者に対し不当な差別的取扱い（※）をする等養成課程の実施に係る業務が不公正におそれがないこと。

※ 「差別的取扱い」とは、例えば、養成課程の業務以外の業務が、物品の販売や役務の提供であって、当該物品の購入や役務の提供を受けなければ受講を受け付けない場合、（そのような条件を公にしなくとも、実態上、そのような構造になっている場合を含む。）等を示す。

21. 「電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと。」等の欄は、について、実施する者、その代表者、管理責任者又は講師（以下「実施者等」という。）が該当の有無及び該当するときは、その内容をそれぞれ記載してください。
実施者等は、次のいずれにも該当しないことが必要です。
ただし、情状を酌量することが適当であると認められる者（認定の取消しの処分を受けた認定施設者を除く。）については、この限りではありません。

【欠格事由】

- (1) 電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 電波法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、電波法第76条（電波法第70条の7第4項、第70条の8第3項及び第70条の9第3項において準用する場合を含む。）又は電波法第79条の規定による処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 無線従事者規則第28条第1項又は第2項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であって、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) (1)～(3)のいずれかに該当する者を代表者又は当該申請に係る養成課程の管理責任者若しくは講師とする者

22. 「その他参考となる事項」については、養成課程の実施に当たり、特筆すべき事項があれば、記載してください。

23. 最後に、同一の者が同一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所に提出する二以上の養成課程の申請について、同時に申請する場合は、申請の手続を簡略化できます。(無線従事者規則第22条の2)

また、2回目以降の申請では既に申請書を提出した養成課程の記載事項又は標準教科書以外の教科書が同一である場合、記載事項の記載及び教科書の提出の省略を可能とし、個別の養成課程の申請手続きの簡略化が可能です。(無線従事者規則第22条)

【無線従事者規則】

第22条 法第41条第2項第二号に規定する認定を受けようとする者は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書に、標準教科書以外の教科書を使用する場合はその使用する教科書を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。ただし、申請書に記載する事項又は提出する教科書が既に提出した申請書に記載したもの又は提出した教科書と同一である場合は、申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載又は教科書の提出を省略することができる。

第22条の2

同一の者が実施する二以上の養成課程(申請の日から三年以内に養成課程の実施の期間が満了するものに限る。)であって、その養成課程の主たる実施の場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内であるものに関する前条第一項の申請は、その申請を同時に行う場合に限って、申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書に、各養成課程に係る同項各号に掲げる事項を記載した書類及び標準教科書以外の教科書を使用するときはその使用する教科書を添えて提出することにより行うことができる。

養成課程の授業科目及び授業時間

種別	授業科目	授業時間
第三級海上無線通信士	無線工学	10 時間以上
	電気通信術	13 時間以上
	法規	49 時間以上
	英語	82 時間以上
第四級海上無線通信士	無線工学	45 時間以上
	法規	43 時間以上
第一級海上特殊無線技士	無線工学	6 時間以上
	電気通信術	2 時間以上
	法規	9 時間以上
第二級海上特殊無線技士	無線工学	5 時間以上
	法規	8 時間以上
第三級海上特殊無線技士	無線工学	2 時間以上
	法規	4 時間以上
レーダー級海上特殊無線技士	無線工学	2 時間以上
	法規	3 時間以上
航空無線通信士	無線工学	23 時間以上
	電気通信術	2 時間以上
	法規	25 時間以上
	英語	50 時間以上

種別	授業科目	授業時間
航空特殊無線技士	無線工学	5 時間以上
	電気通信術	2 時間以上
	法規	11 時間以上
第一級陸上特殊無線技士	無線工学	48 時間以上
	法規	6 時間以上
第二級陸上特殊無線技士	無線工学	4 時間以上
	法規	5 時間以上
第三級陸上特殊無線技士	無線工学	2 時間以上
	法規	4 時間以上
国内電信級陸上特殊無線技士	電気通信術	200 時間以上
	法規	5 時間以上
第二級アマチュア無線技士	無線工学	35 時間以上
	法規	27 時間以上
第三級アマチュア無線技士	無線工学	6 時間以上
	法規	10 時間以上
第四級アマチュア無線技士	無線工学	4 時間以上
	法規	6 時間以上

※ このほか、受講生の有する資格条件等に応じて、授業時間の短縮が可能となる場合があります。

養成課程の講師が有することを必要とする資格①

養成課程の種別	担当科目	有することを必要とする無線従事者の資格
第三級海上無線通信士	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士
	電気通信術	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士
	法規 英語	
第四級海上無線通信士	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士
	法規	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士
第一級海上特殊無線技士	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士
	電気通信術	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士
	法規 英語	
第二級海上特殊無線技士	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士
	法規	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士
第三級海上特殊無線技士	無線工学	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士
	法規	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士
レーダー級海上特殊無線技士	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士
	法規	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士
航空無線通信士	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士
	電気通信術	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士
	法規 英語	
航空特殊無線技士	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士
	電気通信術 法規	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士

養成課程の講師が有することを必要とする資格②

養成課程の種別	担当科目	有することを必要とする無線従事者の資格
第一級陸上特殊無線技士	無線工学	第一級陸上無線技術士
	法規	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士
第二級陸上特殊無線技士	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士
	法規	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士
第三級陸上特殊無線技士	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士
	法規	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士
国内電信級陸上特殊無線技術士	電気通信術	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士
	法規	
第二級アマチュア無線技士	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級アマチュア無線技士
	法規	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は第一級アマチュア無線技士
第三級アマチュア無線技士	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級アマチュア無線技士
	法規	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は第一級アマチュア無線技士
第四級アマチュア無線技士	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級アマチュア無線技士
	法規	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は第一級アマチュア無線技士

別紙 2 - (1) に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

第 1 第 1 第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空無線通信士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士及び国内電信級陸上特殊無線技士の資格の養成課程の場合

授業科目	別紙 2 - (1) に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者
1 無線工学 又は法規	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは大学又はこれらに準ずる学校等の電気通信に関する科目を担当する教員として、認定申請前 5 年以内に通算して 3 年以上従事した経歴を有する者</p> <p>(2) (1) に該当する者として養成課程の講師を務めた経歴を有する者であって、認定申請前 3 箇月以内に養成課程(アマチュア無線技士に係るものを除く。)の講師を務めた経歴を有する者</p> <p>(3) 第二級総合無線通信士の資格を有する者であって、無線通信に関する業務に 3 年以上従事した経歴を有する者(第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空無線通信士、航空特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士又は第三級陸上特殊無線技士の無線工学の科目に限る。)</p> <p>(4) 第三級総合無線通信士の資格を有する者であって、無線通信に関する業務に 3 年以上従事した経歴を有する者(第二級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士又は国内電信級陸上特殊無線技士の法規の科目に限る。)</p> <p>(5) 第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の資格を有する者であって、無線通信に関する業務に 3 年以上従事した経歴を有する者(第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士又は第三級陸上特殊無線技士の法規の科目に限る。)</p> <p>(6) 無線従事者に要求される知識及び技能を十分有していると認められる者であって、無線通信に関する業務に 3 年以上(第四級海上無線通信士又は航空無線通信士の資格の養成課程にあつては 7 年以上)従事した経歴を有する者</p>
2 電気通信 術	1 の(1)、(2)又は(6)に該当する者
3 英語	<p>(1) 1 の(1)の学校等の英語の科目を担当する教員として、認定申請前 5 年以内に通算して 3 年以上従事した経歴を有する者</p> <p>(2) (1) に該当する者として養成課程の講師を務めた経歴を有する者であって、認定申請前 3 箇月以内に養成課程の講師を務めた経歴を有する者</p> <p>(3) 英会話の能力並びに無線従事者に要求される知識及び技能を十分有していると認められる者であって、無線通信に関する業務に 3 年以上(航空無線通信士の資格の養成課程にあつては 5 年以上)従事した経歴を有する者</p>

第2 第二級アマチュア無線技士の資格の養成課程の場合

授業科目	別紙2-(1)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者
無線工学又は法規	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは大学又はこれらに準ずる学校等の電気通信に関する科目を担当する教員として、認定申請前5年以内に通算して3年以上従事した経歴を有する者</p> <p>(2) (1)に該当する者として養成課程の講師を務めた経歴を有する者であって、認定申請前3箇月以内に養成課程(アマチュア無線技士に係るものに限る。)の講師を務めた経歴を有する者</p> <p>(3) 無線従事者に要求される知識及び技能を十分有していると認められる者であって、無線通信に関する業務に3年以上従事した経歴を有する者</p>

第3 第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格の養成課程

授業科目	別紙2-(1)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者
無線工学又は法規	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは大学又はこれらに準ずる学校等の電気通信に関する科目を担当する教員として、認定申請前5年以内に通算して3年以上従事した経歴を有する者</p> <p>(2) (1)に該当する者として養成課程の講師を務めた経歴を有する者であって、認定申請前3箇月以内に養成課程(アマチュア無線技士に係るものに限る。)の講師を務めた経歴を有する者</p> <p>(3) 第二級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の操作範囲に属する操作を行うことができる資格を有する者であって、当該資格によりアマチュア無線業務に3年以上従事した経歴を有する者</p> <p>(4) 無線従事者に要求される知識及び技能を十分有していると認められる者であって、無線通信に関する業務に3年以上従事した経歴を有する者</p>

記載例入り推奨様式

無線従事者養成課程認定申請書

令和●●年●●月●●日

●●総合通信局長 殿

住所等 〒100-8926
東京都千代田区霞が関2-1-2
電話番号：03-5253-5111
e-mail：musen-juji@yousei.co.jp
氏名 株式会社 無線従事者養成企画
代表取締役社長 養成 太郎

無線従事者養成課程の認定を受けたいので、無線従事者規則第22条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 養成課程の種別

第四級アマチュア無線技士

2. 実施しようとする理由及び運営方針

(1) 実施しようとする理由

- 無線従事者の養成を業務とするため（公募） 注
 無線従事者の養成を業務とするため（受託） 注
 業務のため無線従事者の養成が必要なため（無線局の免許人等）
 業務のため無線従事者の養成が必要なため（登録検査等事業者）
 その他（ ）

注：法令、定款、寄付行為又は規約等に業務として、無線従事者の養成実施が定められているものに限る。

(2) 運営方針

- 関係法令に則り、厳正かつ確実に実施します。
 別添の社内規約に基づき実施します。

3. 管理責任者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。）

氏名：無線 二郎

生年月日：昭和53年5月3日

職業：会社員

勤務先：株式会社 無線従事者養成企画 関東支社

役職名：養成担当課長

契約関係：申請者の社員

備考： 管理責任者は、無線設備製造業者等又はこれらの者に支配される者の役員又は職員ではない。

その他（ ）

4. 設備の状況

(1) 収容人員等

- ア 面積：200 m²
- イ 収容人員：最大 80 名
- ウ 附属設備：机及び椅子（60 名分）、ホワイトボード 2 面、プロジェクター及びスクリーン 1 式、音響設備 1 式
- エ 建物の種類等 自社保有又は長期借用のビル、 学校、 短期借用、 その他（ ）
- オ 備考（会議室、教室、）

(2) 通信演習用の機器

- なし
- その他（テープレコーダー）

(3) その他の機器

- なし
- その他（アマチュア無線設備及び疑似空中線回路並びに測定器）

5. 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

(1) 実施の期間及び場所

- ア 実施の期間：令和 2 年 11 月 21 日～22 日
- イ 実施の場所：東京都千代田区霞が関 2-1-2
株式会社 無線従事者養成企画社内 大会議室

(2) 授業科目及び授業科目別授業時間（時間割を含む。）並びに実施要領（総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ア 授業科目及び授業科目別授業時間

授業科目	授業時間
法規	6 時間
無線工学	4 時間

※ 時間割は、別紙 1 のとおり。

イ 実施要領

「無線従事者養成課程の実施要領」（平成 5 年郵政省告示第 553 号）に則り適切に授業を実施する。

なお、1 日の授業時間が 7 時間を超える部分は、授業を欠席した履修者に対する補充のための授業を行う。

(3) 講師の氏名、職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。）、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する授業科目別授業時間

ア 講師①

氏名	電波 三郎（デンパ サブロウ）	
職業	職業	なし
	勤務先	—
	役職名	—
	契約関係	嘱託
経歴	別紙 2 ①のとおり	
資格	第一級アマチュア無線技士	
免許証の番号	ABCD 1 1 1 1 1	
科目別時間	法規（4. 5 時間）	

イ 講師②

氏名	工学 花子	
職業	職業	会社員
	勤務先	株式会社無線従事者養成企画
	役職名	養成担当チームマネージャー
	契約関係	当社正社員
経歴	別紙2②のとおり	
資格	第二級陸上無線技術士 第二級アマチュア無線技士	
免許証の番号	E F G H 2 2 2 2 2 (第二級陸上無線技術士) I J K L 3 3 3 3 3 (第二級アマチュア無線技士)	
科目別時間	法規 (1. 5時間) 無線工学 (4時間)	

(4) 養成を受ける者の資格条件及び養成人員

ア 養成を受ける者の資格条件：なし

イ 養成人員：40人

(5) 使用する教科書の名称及びその発行者の氏名又は名称

授業科目	使用する教科書の名称	発行者の氏名又は名称	備考
法規	第4級アマチュア無線技士用アマチュア無線教科書(標準教科書)	財団法人日本アマチュア無線振興協会	
無線工学	第4級アマチュア無線技士用アマチュア無線教科書(標準教科書)	財団法人日本アマチュア無線振興協会	
	①はじめてのアマチュア無線 ②アマチュア無線の仕組み	株式会社無線従事者養成企画	別添のとおり

(6) 試験問題の作成方針及び管理方法

別紙3のとおり。

(7) 修了証明書の発行の条件

養成課程の終了の際、「無線従事者養成課程の終了の際に行う試験の実施方法」(平成2年郵政省告示第250号)により試験を実施し、当該試験に合格した者に修了証明書を発行する。

(8) 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲

例1) なし

例2) 受託者の名称：総合通信株式会社

業務の範囲：受講生の募集・受付及び会場の設営に関する業務

6. 施設費及び運営費並びにその支弁方法

(1) 施設費及び運営費

費目	細目	内訳	金額
施設費	教室代	●●●円 × 2日間	○○○円
運営費	講師謝金	△△△円 × 6時間	△△△円
	人件費	×××円 × A人日	×××円
	教材費	◇◇◇円 × 40名分	◇◇◇円
	その他雑費	一式	▼▼▼円
合計			■ ■ ■ ■ ■ 円

(2) 支弁方法

- 養成課程の受講料により支弁
 $10,000円 \times 40名 = 400,000円$
- 会社等経費から支弁(※受講料が無償の場合)
- その他 ()

7. 受講料の額

例1) 10,000円(税込)、例2(※部内養成等の場合など) 無料

8. 実施する者が行う業務

- 無線従事者の養成課程の業務
- その他の業務を行っている場合、以下の条件を満足しているか
 - ①無線設備製造業者等ではないこと(申請に係る養成課程を本来の業務として実施しようとする場合に限る。)
 - ②当該養成課程の実施に係る業務以外の業務を行うことにより特定の者に対し不当な差別的取扱い(※)をする等養成課程の実施に係る業務が不公正におそれがないこと。

※「差別的取扱い」とは、例えば、養成課程の業務以外の業務が、物品の販売や役務の提供であって、当該物品の購入や役務の提供を受けなければ受講を受け付けない場合、(そのような条件を公にしなくとも、実態上、そのような構造になっている場合を含む。)等を示す。

9. 実施する者、その代表者、管理責任者又は講師が次のいずれかに該当することの有 無及び該当するときは、その内容

- (1) 電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと。
 - なし あり(その内容)
- (2) 電波法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、電波法第76条(電波法第70条の7第4項、第70条の8第3項及び第70条の9第3項において準用する場合を含む。)又は電波法第79条の規定による処分を受けたこと。
 - なし あり

(管理責任者である無線次郎は、無線局の免許人として、送信空中線指向方向を総務大臣の許可を受けないで変更し、平成9年12月1日から同年12月20日までの20日間にわたり無線局を運用したため、電波法第76条の規定により7日間の運用停止を命じられた(平成10年1月1日から7日まで)。)
- (3) 無線従事者規則第28条第1項又は第2項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であったこと。
 - なし あり(その内容)

10. その他参考となる事項

時間割

実施日	時間	授業科目等	担当講師等	備考
○月○日（土）	9:15～ 9:45	諸注意	無線 次郎	管理責任者
	9:45～11:15	法規	電波 三郎	
	11:25～12:55	法規	電波 三郎	
	13:45～15:15	法規	電波 三郎	
	15:25～16:55	法規	工学 花子	
○月○日（日）	9:15～10:45	無線工学	工学 花子	管理責任者
	10:55～12:25	無線工学	工学 花子	
	13:15～14:15	無線工学	工学 花子	
	14:25～15:25	補講	工学 花子	
	15:30～15:45	試験諸注意	無線 次郎	
	15:45～16:45	修了試験	無線 次郎	

注：休憩時間は10分又は15分とすること。当日、実施者の責に帰さない場合は、授業時間数を確保することに注意の上、授業の開始時間をずらすことがある。

経歴書

令和 年4月1日現在

ふりがな でんば さぶろう		
氏名 電波 三郎		
昭和42年10月10日(満50歳)	男・女	電話
ふりがな とうきょうとみなとくとらのもん		03-0000-0000
現住所 〒000-0000 東京都〇区●●1-1		携帯電話 070-0000-5000
ふりがな		電話
連絡先 同 上		

年	月	学歴・職歴
		学歴
昭和57	4	〇〇学校 入学
昭和62	3	〇〇学校 卒業
		職歴
平成元年	4	株式会社〇〇 入社
平成30	3	株式会社〇〇 退社

年	月	無線従事者の免許
昭和58	1	第一級アマチュア無線技士
平成8	4	第三級海上特殊無線技士

期間	学校等の電気通信に関する教員としての経歴、無線通信に従事した経歴等
自 昭和58年3月 至 現在 35年	アマチュア無線業務に従事
自 年 月 至 年 月	

経歴書

令和 年4月1日現在

ふりがな こうがく はなこ	
氏名 工学 花子	
平成3年6月9日(満26歳)	男・女
ふりがな とうきょうとちよだくかすみがせき	電話 03-0000-0000
現住所 〒111-1111 東京都千代田区霞が関1-1-1	携帯電話 090-0000-0000
ふりがな とうきょうとちよだくかすみがせき	電話 03-0000-0000
連絡先 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 株式会社無線従事者養成企画	

年	月	学歴・職歴
		学歴
平成18	4	〇〇高等学校 入学
平成21	3	〇〇高等学校 卒業
平成21	4	〇〇工業大学 情報通信工学部 入学
平成25	3	〇〇工業大学 情報通信工学部 卒業
		職歴
平成25	4	△△株式会社 入社
平成28	3	△△株式会社 退社
平成28	4	株式会社無線従事者養成企画 入社
平成30	4	株式会社無線従事者養成企画 現在に至る

年	月	無線従事者の免許
平成22	7	第二級アマチュア無線技士
平成25	1	第二級陸上無線技術士

期 間	学校等の電気通信に関する教員としての経歴、無線通信に従事した経歴等
自 平成22年11月 至 現在 7年5月	アマチュア無線業務に従事
自 年 月 至 年 月	

カ 養成課程の授業において、授業（教科書）の内容について理解度を高めるための位置付けとして項目ごとに演習問題を用い模擬試験を実施するが、当該演習問題は正誤式による問題形式を採り、修了試験問題とは異なるものとする。従って、模擬試験の実施によって、修了試験問題が特定されるおそれはない。

2 試験問題の管理方法

(2) 取扱いの制限及び秘密の保持

ア 試験問題の取扱いの制限

試験問題の内容について、試験前に知ることができるのは、試験担当者及び試験問題審議会に限るものとする。養成課程の講師は、試験問題の作成に関与しないため、養成課程の授業において、受講生に試験問題が特定されるおそれはない。

イ 秘密の保持

(7) 当社養成課程試験に携わる担当者が、社内規程に違反し、修了試験問題に関する情報を他に漏らした場合は、就業規則に則り厳正な処分を行う。

(4) 試験問題審議会の委員は修了試験問題の作成に関与するに当たり、以下の秘密保持に関する契約を結び、これに違反し、弊社の信頼失墜、その他試験の公正を害する行為を行った者に対しては、必要な措置を講じるものとする。

- ① 自己が当社試験問題審議会の委員であることを他に漏らしてはならない。
- ② 修了試験問題の原案その他試験問題審議会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ③ 修了試験問題の作成に関する資料を試験の前後を問わず厳格に管理しなければならない。
- ④ 当社の信頼を失う行為、その他試験の公正を害すると疑われる行為をしてはならない。
- ⑤ 試験問題審議会の委員を辞した後においても①～④の内容に反する行為をしてはならない。

(3) 試験問題の管理の流れ

ア 修了試験問題の作成

- ① 修了試験問題は、専用端末（スタンドアロン PC）により作成するものとし、試験担当のみが作成・更新・閲覧（以下「作成等」という。）できるよう ID・パスワードにより制御するものとする。
- ② 試験担当部長（試験担当の責任者。以下同じ。）は、試験問題の作成等を行った者のアクセスログを管理し、不審なアクセスがあった場合は、必要な措置をとる。
- ③ 修了試験問題の原案は、必要最低限の部数を増刷し、社内試験担当グループにおける検討、試験問題審議会における使用後は全て回収し、直ちに裁断する。
- ④ 修了試験問題の確定後、試験問題用紙及び答案用紙の原紙それぞれ1部を施錠（ダイヤル及びシリンダーキーによる併用）できる鉄庫に、修了試験実施日の前日（前日が休日等である場合は、直前の営業日。以下同じ。）まで厳重に保管する。なお、鉄庫の鍵は、試験担当部長が管理する。

イ 修了試験問題の増刷

- ① 修了試験実施日の前日、鉄庫から試験問題用紙及び答案用紙の原紙を取り出し、異常がないことを確認した後、受験者数に応じて増刷する。
- ② 試験問題用紙及び答案用紙の原紙、増刷した試験問題用紙及び答案用紙をそれぞれ封筒に厳封し、再度、鉄庫に保管する。

ウ 修了試験当日の取扱い

- ① 鉄庫から厳封した試験問題用紙及び答案用紙の封筒を取り出し、当日の試験執行担当者（試験担当者のうち2名）が、直接、試験会場に持参する。
- ② 試験執行担当者は、試験会場にて、受験者の前で封筒を開封し、受験票に貼付された写真により本人確認の上、試験問題用紙及び答案用紙を受験者に配布する。
- ③ 試験に関して不正の行為が認められた場合は、試験執行担当者は、養成課程の管理責任者に報告の上、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止し、試験問題用紙及び答案用紙を回収するとともに、当該者の養成課程の受講について無効とする。
- ④ 試験執行担当者は、修了試験終了後、答案用紙の枚数を確認の上、試験会場において封筒に厳封の上、当社に持ち帰る。

エ 採点及び答案用紙の保管

- ① 試験担当者は、答案用紙が当社に到着後、閉鎖された採点室において採点を行う。
- ② 試験問題用紙及び答案用紙の原紙並びに採点の終わった答案用紙は、2年間、鉄庫において保管する。

(4) 社内監査の実施

試験問題の管理方法の適正性について、定期的に社内監査を行い、不適切な事案が判明した場合には、その都度、必要な是正を図る。